

④有料道路等にかかる 最近の動きについて

■ 維持修繕に関する省令・告示の制定

【制定】 平成26年7月1日施行

■ 道路法施行規則 第4条の5の2

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

■ トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

【内容】

- ・ 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことを基本とすること
- ・ 点検、診断の結果等について、記録・保存すること
- ・ 統一的な尺度で健全性の診断結果を分類すること



維持修繕費用(点検、対策工)の確保が課題

■ 有料道路にかかる法改正等

社会資本整備審議会 道路分科会中間答申(H25.6.25)

○高速道路政策の展望

- ・高速道路ネットワークのあり方

○維持管理・更新への取組

＜重視すべき視点＞ ～適切なメンテナンスサイクルを早急に構築～

- ・更新計画の策定と定期的な見直し、更新のための資金の計画的・安定的な確保
- ・更新の負担のあり方
- ・将来の維持管理負担のあり方
→償還満了後も維持管理負担を利用者に求め続けることも検討

○料金制度のあり方

- ・新しい料金水準の導入 ～「整備重視の料金」から「利用重視の料金」へ～
- ・今後の料金割引のあり方

【法改正】 料金徴収期間の延長

(道路整備特別措置法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正H26.6)

○高速道路の料金徴収期間満了日の延長

- ・高速道路の大規模修繕、大規模更新にかかる費用が今後増大。
- ・現料金体系の中には、建設にかかる償還分のみ徴収。

	首都高速	阪神高速	NEXCO	本四高速
大規模更新	約3,800億円	約1,500億円	約17,600億円	—
大規模修繕	約2,500億円	約2,200億円	約12,600億円	約250億円
合計	約6,300億円	約3,700億円	約30,200億円	約250億円

※出典;社会資本整備審議会道路分科会第44回基本政策部会・第11回国土幹線道路部会合同部会 資料2



高速道路の更新事業のための料金徴収期間満了日がH62→H77以前

